

1 全体事項

- (1) 事業計画地は周辺の丘陵地も含め里地里山的な田園環境を有し、付近には住宅地や公共施設が存在している。

本事業においては、このような地域特性を考慮し、事業計画地の保水機能や生物の生息・生育環境などを可能な限り維持するとともに、景観を含めた周辺の田園環境との調和に最大限配慮すること。

- (2) 各環境影響評価項目において事業が環境に及ぼす影響については、単に数値を記載するだけではなく、その数値に対する事業者としての考えや想定される状況等、より具体的かつわかりやすく環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載すること。

特に予測値が環境基準を超える場合には、その期間、頻度等についても評価書に記載すること。

- (3) 事業計画地の保水機能や生物の生息・生育環境などを維持するために、特に、一定面積の湿地の確保、表土の活用、ビオトープの創出、緑化や透水性舗装の施工面積の拡張などについて検討すること。

- (4) 将来、事業計画地内に誘致する企業に働きかけることとされている環境保全措置について、具体的にどのような方針、スケジュール及び方法で行うのか、可能な限り評価書で明らかにすること。

- (5) 工事及び供用時において、事業の詳細や環境保全措置の効果が不明確な事項があることから、柔軟かつ適切な対応が可能となるよう事後調査計画についてさらに検討し、その内容を評価書へ具体的に記載すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 建設機械の騒音については、等価騒音レベルによる予測も行うとともに、発生する音源の高さ及び環境保全措置として設置する仮囲いからの透過騒音を考慮した予測及び評価を行い、その内容を評価書へ具体的に記載すること。

(植物、動物及び生態系)

- (2) 造成後の裸地における暫定的な緑化については、在来種の使用を含め検討すること。
- (3) 将来、区画整理組合が解散することも考慮し、希少植物の移植時期、方法及び維持管理などについて、その内容を評価書へ具体的に記載すること。
- (4) 防災調整地のビオトープ化について、地域関係者による維持管理の手法も含めて、将来の管理者と早期に協議を行うこと。

(5) オノエヤナギ群落, イヌビエ-アゼトウガラス群落等, チゴザサ群落の湿生植物群落については, 環境保全措置を行わない理由を評価書へ具体的に記載すること。

(6) 造成時において, 土中で越冬する小動物の存在や国道 286 号を横断する逃避行動が困難なことも考慮した上で, より適切な環境保全措置について検討を行い, その内容を評価書へ具体的に記載すること。

(景観)

(7) 供用後における事業計画地の景観については, 特に道路, 公園, 防災調整池などの緑化状況を可能な限り評価書へ具体的に記載すること。